

2009年6月30日

特許庁国際課御中

日本機械輸出組合
知的財産権問題専門委員会
委員長 外川 英明

「特許権侵害をめぐる紛争の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」 に対する意見

「特許権侵害をめぐる紛争の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」について、最高人民法院より意見が求められておりますところ、当組合知的財産権問題専門委員会において検討した結果、下記の通り意見を提出いたします。

記

1. 第16条について

1) 間接侵害の保護対象について

意見募集稿：「行為者がある関係製品について、特定の発明または実用新案の実施のために限定的に使用される原材料、中間製品、部品、設備等であると知りながら」

意見：

意見募集稿では、「特定の発明または実用新案の実施のために限定的に使用される原材料、中間製品、部品、設備等」とあるが、「限定的に使用される」という文言が、日本特許法第101条1項「そのものの生産にのみ用いる」と同等の“専用品”（特許発明に係る物の生産にのみ用いられる物、又は特許発明に係る方法の実施にのみ用いられる物）を意味するのかが曖昧である。間接侵害の保護範囲は、“専用品”に限るのではなく、少なくとも日本と同様に“中性品”（特許発明の実施に適合したものであるが、他の用途を有するもの）を含む形に広げるべきである。なぜならば、間接侵害の保護対象を“専用品”に限定した場合、明らかに特許権に係る製品に用いられるものであったとしても、他の用途があるとして侵害が認められないために、結果として特許権の実効性が保証されない場合があるためである。“中性品”を間接侵害の保護対象とすることにより、このようなケースにおいては間接侵害が認められ得ることとなり、米国、独国^{*}と比較すると対象範囲は狭まるものの、“専用品”のみを対象とする場合に比べて格段に特許権の実効性は高まるものと考えられる。

※米国、独国では、一般的商品であっても、意図（侵害行為を故意に誘引）の要件を満たせば間接侵害（米国：侵害教唆）は成立し得る

2) 間接侵害の適用要件について

①主観要件について

意見募集稿：「行為者がある関係製品について、特定の発明または実用新案の実施のために限定的に使用される原材料、中間製品、部品、設備等であると知りながら」

意見：

意見募集稿では、間接侵害の適用要件として主観的要件を求めている。しかしながら、“専用品”については、日本と同様に、間接侵害適用の為の要件として主観的要件を求めないことにすべきである。“専用品”であるならば、当然に特許侵害品にしか用いられないものなので、主観的要件まで特許権者に立証責任を負わせるのは負担が大きいためである。

尚、主観的要件の立証が厳しすぎると間接侵害の適用がほとんど受けられなくなる恐れがある。したがって、主観要件を設ける場合には、特許権者の負荷軽減のために少なくとも、特許権者が侵害の停止の警告を被疑侵害者に通知した場合は、警告後の被疑侵害行為に対しては主観的要件が立証されたものとみなすようにするべきである。

②直接侵害の存在について

意見募集稿：「当該他人の実施行為が生産および経営目的ではなくても、特許権者が当該行為者は民事責任を負うべきであると主張した場合、人民法院はこれを支持しなければならない。」

意見：

意見募集稿では、間接侵害の成立については、「当該他人の実施行為が生産および経営目的ではなくても特許権者が当該行為者は民事責任を負うべきであると主張した場合、人民法院はこれを支持しなければならない。」として独立説（間接侵害には直接侵害の存在が必要ではない）を取り入れている。これは、特許の実施者が個人となる場合が多くある現状に鑑みて適切な解釈と考えられる。

2. 第 19 条について

意見募集稿：「特許法の第六十九条第(二)項の規定する「従前の範囲」とは、特許出願日以前にすでに存在する生産規模及び既存の生産設備を利用するかもしくは既存の生産準備に依拠することで達成可能な生産規模を含む。」

意見：

先使用権については2003年の討論稿においては、「特許法 63 条 1 項 2 号にいう「従

来の範囲内のみで製造、実施を継続」とは、先使用者が自己の発展のため、特許出願日前に既に実施していた技術又は意匠の産業分野で自ら実施を継続することを指す。特許出願日後に生産ラインの増加、分工場の設立などのような合理的方式で生産規模を拡大することは従来の範囲内の実施に属する。」と述べられているごとく、特許出願日以降の生産規模の拡大まで含まれていたのに対して、明らかな範囲の縮小である。実際、生産規模の拡大あるいは他の製品系列への拡大などが特許出願日以降も行われることがあるので、少なくとも討論稿の範囲まで拡大して解釈すべきである。

<本件連絡先>

日本機械輸出組合 通商・投資グループ（谷口、江川）

〒105-0011 港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 401

電話：03-3431-9348 FAX：03-3436-6455

以上